

市民オンブズマンわかやま

ニュース N077

発行責任者 畑中 正好 発行日 2010年1月18日
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767
http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

新年おめでとうございます

編集部座談会

今年もよろしくお祈いします！

新年早々

松本貞次県議に公開質問状を郵送

2010年の幕開けです。
新年を迎え、今年の活動を展望して、
どういう年にするのか、すべきかをさぐ
りました。
本年も変わらぬご支援をどうぞよろし
くお祈いします

阪谷 新年あけまして 井上 新しい年にどん
おめでとーございま な活動をするのか、
す。 ですね。
井上 畑中 迫間 畑中 今年もガンガン
おめでとーございま いきましよう。
す。今年もどうぞよ 阪谷 畑中さん、元気
ろしくお祈いします。 いいですね。
阪谷 さて、今回は、 畑中 ええ、今年も元
新年にちなんで、今 気いっぱいがんばり
年の活動を展望して ますよ。このニュー
討論してはどうでし スが発行される頃
ようか。 は、すでに公になっ
迫間 賛成です。 ていることですが、

年明け早々の13日に、
公開質問状を郵送し
ます。
迫間 松本貞次議員に
対して、でしたね。
畑中 はい、松本貞次
後援会の2005年
政治資金収支報告書
に虚偽記載の疑いの
あることが分かった
ことからです。疑い
のある5点について
質すことにしていま
す。
井上 どうして分かっ
たのですか。虚偽記
載だと。
阪谷 何か通報でもあ
ったのですか。
畑中 いえ、通報では
なく、現在、県議ら

の政務調査費違法支
出金返還を求める住
民訴訟を遂行してい
ますが、その裁判に
おいて相手方の県知
事から支出の裏付け
として帳簿の写しが
提出されました。
阪谷 それで、後援会
の帳簿だったとか。
畑中 まさにそうだっ
たのです。



2005年 後援会の政治資金収支報告書

虚偽記載の疑い5点を質問

井上 えー、なんと。畑中 もちろん、松本 貞次後援会帳簿だと して提出されたものでありません。で 井上 また、それはど

すが、よく吟味すれば、後援会の帳簿と いうことが分かりま す。 井上 また、それはど

のようなことから。畑中 その帳簿は、松本議員は後援会事務所を政務調査用事務所として併用しており、その事務所で使用した費用の一部に政務調査費を充当している」と主張し、その事務所に關する支出を記載した帳簿として提出されたのです。

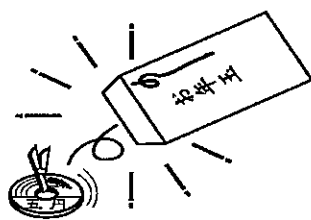
は、後援会あてに発行されていますから。 井上 帳簿にある支出を裏付ける領収証が後援会宛に、ですか。 畑中 その上、帳簿の収入には、政務調査費の入金を示す記載は存在しません。 迫間 なるほど。そういうことですか。

2005年収支報告書 (その2) 収 支 の 状 況

1 収支の総括表		収入		支出	
収入総額	6,633,715	6,633,715	715	6,093,669	6,093,669
(前年からの繰越額)	6,313,715	6,313,715	0	6,093,669	6,093,669
(本年の収入額)	320,000	320,000	0	0	0
支出総額	6,093,669	6,093,669	0	6,093,669	6,093,669
翌年への繰越額	540,046	540,046	0	0	0

2 収入項目別金額の内訳		収入		支出	
(1) 個人の実績する児童又は会費					
会費	0	0	0	0	0
員費	0	0	0	0	0
(2) 寄附					
ア 寄附(イを除く.)の区分	金額	件数	金額	件数	金額
個人からの寄附					
(うち特定寄附)					
法人その他の団体からの寄附					
政治家団体からの寄附					
小計					
イ 寄附のうち寄附金の					
イ 政 務 調 査 費 寄 附					
合 計 (ア+イ)					

迫間 端的言えば、事務所自体が後援会事務所だからですか。 畑中 そう、それに、帳簿に記帳されている水道代の支払を証する領収証などに



は、後援会あてに発行されていますから。 井上 帳簿にある支出を裏付ける領収証が後援会宛に、ですか。 畑中 その上、帳簿の収入には、政務調査費の入金を示す記載は存在しません。 迫間 なるほど。そういうことですか。 畑中 もっとも、仮に、収入に政務調査費があったとしても、でもないことなのです。 阪谷 それはまたどうしてですか。 畑中 05年の1年間に、「御祝」、「香典」、「寸志」、「御供」、「見舞い」、「供花」、「中元」、「玉串料」、「お礼」、「お歳暮」、「餞別」、「寄付」とする支出が343件も計上されています。金額にすると合計315万4347円もありました。 井上 えー、それらに公金が充当されてい

たのですか。 迫間 政務調査費の収入計上があれば、そういうことになるという仮の話ですね。 畑中 はい、そうです。 阪谷 公金が充当されていないとしても、法律で禁止されていませんか。それら御祝いや香典などは。 畑中 お、するどい。 実はそうなのです。 公選法により、議員の名を冠した団体のする行為としては、罰則をもって禁止されている寄付(同法199条の4、249条の4)に該当する、あつてはならない支出ですよ。 井上 とんでもないことが分かったのですね。 阪谷 それに、帳簿があれば完璧に比較できるじゃないです

は反対しましたが地方自治法が02年に改正されました。それまでは、住民訴訟において、自治体の首長や議員ら本人を、直接相手にすることができましたが、それができなくなり、2段階になりました。

本人に対して請求し、支払なき場合改めて、訴訟を提起することになったのです。

から。井上 じゃあ、改正した国会が悪い……

た。畑中 その流れ、今年に引き継がれるでしょう。きつと。

阪谷 その自治体が、対象の請求債権を放棄することを議会に図り、議会もそれに賛成する形で議決をしまつていたと言うのですよね。

井上 それじゃー。改正前の法律では、そのようなことが可能だったんですか。

畑中 はい、できる余地はありませんでした。自治体が関与することなかったです。

阪谷 とも言えるでしょうが。私は、住民訴訟を無に帰すことを、さも正当な権利かのように振りかざしている自治体の首長や議会の対応の方が悪いと思います。

迫間 私もそう思います。今回の判決で、それが是正された。

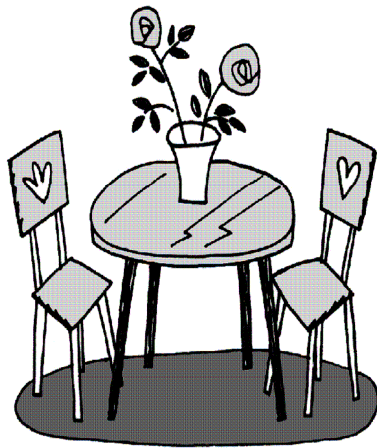
阪谷 判決は、放棄議決が、三権分立の趣旨に反すると。

迫間 ええ、そのように報道されています。

井上 それで。畑中 まず、住民訴訟が、自治体を相手に、それらの者に対して請求するよう求める形になり、自治体側が負けると、負けた自治体が、改めて、それらの首長などの

住民訴訟を無にする

請求権放棄は無効の流れ今年に



今年も中心課題

県議らの政務調査費を追及する住民訴訟の勝利

偽記載という事件は、
今、中央政界でホツトナニュースじゃないですか。小沢一郎・民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地購入を巡る問題で。政治資金規正法違反でしょう。迫間 政治資金規正法違反の犯罪行為。畑中 いきなりの告発も検討したのです。松が、とりあえず、



本議員に真の説明を聞くことから追及に着手することにしたのです。阪谷 年明けから燃えていますね。畑中 今年も熱くいきましよう。迫間 昨年は、県議の政務調査費に関する住民訴訟での追及にウエイトがおかれていましたが、今年の見通しは。畑中 そうでした。昨年は、その裁判で勝利するため、力も時間も注いだ一年であったと言えます。井上 そう言えば、書

面の準備に追われていましたね。畑中 ええ、私も、随分手伝いました。というのも実質の相手方が元・現県議であり、40名が対象です。書面にしてもその40名分必要だったからです。迫間 苦労分かります。その人数では、とても大変でしょう。畑中 訴訟をする際、少人数に絞ろうという意見もありました。しかし、私が全員を対象にすることを望みましたので、がんばらないといけない

ことと自覚していません。阪谷 そうでした。畑中 それに、勝つためには、できることすべてやらないと。迫間 裁判官に、単によい判決を期待しても、期待できないからですね。畑中 それに、悪い判決をもらっては、全国に波及することも考えて対応しないと。井上 それじゃあー、今年も、その裁判が中心課題になりますね。畑中 はい。とはいえ、結審は年内にはする

と思います。阪谷 話変わりますが、昨年末に、住民訴訟を無にしてきた議会の請求権放棄議決を無効とする判決が、大阪高裁の判決に引き続き12月25日に東京高裁の判決がありました。大きな成果だと、うれしかったです。迫間 そうでした。私も、うれしく思いました。畑中 このような請求権放棄は、住民訴訟を無にする行為ではないから。阪谷 最近ですよ、増えたのは。住民訴訟で対象とした請求権を、自治体が放棄することって。井上 え、そうなの。最近のことで昔はなかったの、ですか。畑中 そうです。私達

当面の予定

- 1月18日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 1月26日 AM 10:00 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟の裁判
- 1月27日 PM 6:00 ~
第5回全員会議
- 2月22日 PM 4:00 ~
編集会議
- 3月15日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 3月23日 AM 10:00 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟の裁判
- 3月24日 PM 6:00 ~
第6回全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法 支出金返還請求住民 訴訟

11月24日に裁判が行われました。引き続き双方の主張、それに対する反論、再反論などが行われています。

次回は1月26日午前10時からです。

次回会員会議のご案内

日 時 1月27日(水)午後6時～
場 所 和歌山市勤労者総合センター
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい